

平成22年第1回嵐山町議会臨時会

議 事 日 程 （第1号）

1月26日（火）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 農業委員会委員の推薦について

日程第 4 議案第1号 嵐山町嵐山花見台工業団地管理センター設置及び管理条例の

一部を改正することについて

日程第 5 議案第2号 平成21年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定につい

て

○出席議員（13名）

1番 畠 山 美 幸 議員

2番 青 柳 賢 治 議員

3 番 金 丸 友 章 議員	4 番 長 島 邦 夫 議員
5 番 吉 場 道 雄 議員	6 番 柳 勝 次 議員
7 番 河 井 勝 久 議員	9 番 川 口 浩 史 議員
1 0 番 清 水 正 之 議員	1 1 番 安 藤 欣 男 議員
1 2 番 松 本 美 子 議員	1 3 番 渋谷 登美子 議員
1 4 番 藤 野 幹 男 議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
書 記	菅 原 広 子
書 記	石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
安 藤 實 総 務 課 長

井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長

木 村 一 夫 企 業 支 援 課 長

田 邊 淑 宏 都 市 整 備 課 長

加 藤 信 幸 教 育 長

◎開会の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。平成 22 年第1回臨時会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しております。よって、平成 22 年嵐山町議会第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前10時01分)

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○藤野幹男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、

第1番議員 畠 山 美 幸 議員

第2番議員 青 柳 賢 治 議員

第3番議員 金 丸 友 章 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○藤野幹男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

柳議会運営委員長。

〔柳 勝次議会運営委員長登壇〕

○柳 勝次議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回臨時会を前にして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開会いたしました。出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として藤野議長並びに出席要求に基づく出席者として、岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、井上政策経営課長にご出席いただきまして、提出されます議案について説明を求めました。審議案件は、長提出議案については2件ということです。また、議長発議付議事件については1件、合計3件でございます。

その後、委員会で協議した結果、第1回臨時会は本日1月26日の1日間とすることに決定いたしました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定したことをご報告いたします。

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで若干の報告をいたします。

まず、議事予定につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に提出されました案件は、町長提出議案2件、議長発議付議事件1件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧

表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で若干の報告を終わります。

◎農業委員会委員の推薦について

○藤野幹男議長 日程第3、農業委員会委員の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。1月14日開催の議員全員協議会の協議の結果に基づき、議会推薦の農業委員に栗原正子様、大野陽子様、藤野節子様の以上3氏を推薦いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員に栗原正子様、大野陽子様、藤野節子様、以上3氏を推薦することに決しました。

栗原様、大野様並びに藤野様には、農業委員として、今後ますますご健勝にてご活躍されることを心からお祈り申し上げます。

以上で農業委員会委員の推薦についての件を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第4、第1号議案 嵐山町嵐山花見台工業団地管理センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題とい

たします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、議案第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第1号は、嵐山町嵐山花見台工業団地管理センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。嵐山花見台工業団地管理センターを指定管理者が管理できるよう改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

木村企業支援課長。

〔木村一夫企業支援課長登壇〕

○木村一夫企業支援課長 それでは、議案第1号の細部説明を行います。

議案第1号は、嵐山町嵐山花見台工業団地管理センター設置及び管理条例の一部を改正するもので、提案趣旨は先ほど町長が説明したとおりでございます。

改正条例に入る前に、管理制度について若干説明させていただきます。

この制度は、平成15年9月2日に、地方自治法の改正により指定管理者制度が創設されたもので、指定管理者の導入の流れですが、運用指針によりまずと、公の施設の管理について、直営か指定管理者で行うかをまず検討します。次に、指定管理者導入に当たっては、条例の制定または改正をし、議会の議決を求めるものです。次に、募集要綱を制定し、選定基準を制定し、管理者の募集を行います。そして、審査、候補団体の決定を行い、指定管理者の指定の議決をしていただき、次に指定管理者と協定を締結し、管理の実施となっていくものでございます。

次に、条例で定める必要事項についてご説明させていただきます。指定管理者制度により、公の施設を管理することができる旨を規定します。次に、指定管理者の指定の手続で施設の性格や目的に応じた申請方法、選定基準を定め、指定管理者が行う管理基準、指定管理者が行う業務の範囲、その他必要な事項を定めます。

以上が指定管理者の指定までの流れです。

それでは、改正条例をお願いいたします。第3条は、休館日を改正するもので、1項は日曜及び国民の祝日、1月2日及び3日、12月28日から31日までというものを、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までと改正するものです。

2項は、「必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は」を「前項に規定する休館日のほか、管理センターの管理上必要があ

るときは、」と改正するものでございます。

4条は、「使用期間」とあるものを「使用時間」に改めるものでございます。

第5条は使用許可、第6条は使用権の譲渡等の禁止、第7条、遵守事項の改正事項は、改正前の条が繰り上がるものでございます。

第8条1号の下線の6条を5条に、2号の下線の7条を6条に改めるものでございます。

第9条、原状回復から第14条までの還付までは、改正前の条が一つずつ繰り上がるものでございます。

第15条から指定管理者制度について条文を追加するものでございます。
第15条は、指定管理者による管理で、1項は地方自治法第244の2第3項に規定する指定管理者に管理を行わせるものでございます。

2項は指定管理者が行う業務で、1号は施設の維持管理、2号は施設の使用の許可、3号は利用料金の徴収、減免、還付、4号は3号に掲げるもののほか、町長が定める業務を条文化したものでございます。

第3項は、第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の条文の読みかえ規定を行うもので、条文中「町長」とあるものを「指定管理者」に、「使用料」とあるものを「利用料金」として規定を適用させるものでございます。

第4項は、地方自治法第244の2第8項の規定により納付された利用料金を、指定管理者の収入として収受させるものでございます。

第16条は指定管理者の指定の手続で、1項は、指定管理者を指定するときは、原則公募とするものでございます。

第2項は、指定管理者の指定を受ける者は規則で定める書類の提出を条文化したものでございます。

第17条は選定基準で、1項は指定管理者の申請があったときの選定基準を明記したもので、次の各号に該当した場合を候補者として選定するものです。1号は、利用者の平等な利用が確保できること。2号は、設置目的を最大限発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。3号は、管理を安定して行う能力を有する者であるかどうかを選定基準になっております。

第18条は指定管理者の指定等の告示で、第17条で、指定管理者の候補者が議会の議決があったとき、指定管理者に指定して告示するもので、また指定の取り消し、期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じたときも、告示行為をするものです。

第19条は指定管理者の指定の取り消し等で、1号は町長の指示に従わなかったとき、2号は17条で定める基準を満たさなくなったときと認めたとき、3号は管理を継続することが適当でないと認めたとき、いずれかに該当したときに、第18条の指定の取り消しまたは期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることができるものでございます。

第20条は、指定管理者の期間を定めるもので、指定の日から5年を超

えない期間、また再指定を妨げないものでございます。

第21条は協定の締結で、管理運営について町長と協定を結ぶものです。

第22条は業務報告の提出を求めるもので、毎年度終了後、速やかに管理業務報告書を町長に提出するもので、町長が必要があるときは、管理状況等を調査、報告を求めることができるものです。

第23条は個人情報保護義務で、管理業務を行うに当たって、嵐山町個人情報保護条例の規定を遵守するものでございます。

第24条は情報公開で、嵐山町情報公開条例に定めるところにより、業務にかかわる情報を公開するものでございます。

第25条は委任で、改正前の第16条が25条に改まるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、議案第1号の参考資料についてはご高覧願いたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ、第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今年度の利用料を見ますと、今年度で24万円ですよね。24万円で受ける業者があるということで、指定管理をやっていこうということを決めたのか伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、24万円では私は多分出てこないのではないかと

なと思うのです。そうすると、不足分を町から支出するようになるのか、2点目に伺いたいと思います。

それで、3点目は、いや、支出もしないと。そうすると、利用料金を多くする必要があるので、何かいろんな企画をして。そういう何か新たな企画があって指定管理の方向に行くのか、3点目に伺いたいと思います。

それと、4点目に、利用料の値上げが今後予想される、予想というか、していくのか伺いたいと思います。

それと最後に、指定管理にいくことによって、町としての支出の軽減が図られるのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁をお願いいたします。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答え申し上げます。

利用料が24万円でやる業者がいるのかというご質問だと思うのですが、今でも町のほうは、あそこへ年間270数万円というのが管理をするのに費用がかかっていると。そういうものを含めた形で業者を募集していくというふうに考えております。

次に、不足分が町から支出というのが、そこになるかと思えます。

〔「ちょっとよく聞こえない」と言う人あり〕

○木村一夫企業支援課長 24万円でやるのではなくて、今町で支出している金が、管理今している中で支出しているのが270数万円かかっておりま

すので、そういうものを含めた形で募集をしていくというふうに考えております。

利用料金のための工夫ということですが、第3条に日曜日、国民の祝日というのが今までは休みになっていたわけなのですけれども、日曜及び国民の祝日についても、今回の条例改正であそこが利用できるということで、そこで利用料金が若干でもふえてくるのかなというふうに考えております。

それと、利用料金の値上げの関係なのですけれども、利用料金の値上げについては、ほかの施設と一緒に、考えておりません。

それと、指定管理者の支出の軽減の関係なのですけれども、利用料金がふえることによって、休みが使えるので、ふえていった場合に、支出の軽減が図られるのかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 270 数万円だということで、それにプラス 24 万円ということですから、300 万円くらいですよ。300 万円くらいで受ける業者があるということで、もう大体、そういう業者があるということを見ているわけですよ。そうなのでしょう。これ、答えづらい。300 万くらいでももうやれるという業者があるということのわけなのですか、ちょっとその点伺いたいと思います。

それと、支出の軽減、これはどのくらい軽減が図れるか、もし計算が出て

いるようでしたら伺いたいと思います。

それで、300 万円でやるとして、維持管理で、何か壊れてしまっって持ち出し分が出た場合には、それは町が持つのか指定管理者が持つのか、その点について伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 では、答弁をお願いいたします。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

それなりの想定した業者がいるのかということでございますけれども、それなりの団体については想定をしております。

それと、支出の軽減ということでございますけれども、これは運営をしていって、いろんな工夫をしながら、若干でも使用料というものが収入として入ってくれば、そういう意味で支出の軽減ができるかなというふうに思います。それと、今あそこを維持管理していくのに、先ほど 270 万ほどというお話がございましたけれども、その中には周りの清掃だとか草刈りだとか、そういうものも含まれておりまして、今度の場合には、その辺についても、できるだけ請け負っていただいた団体の中でやっていければ、多少でも支出の軽減にはなっていくのかなというふうに思っております。

それと、何か壊れたとき云々ということがありますけれども、これは協定を交わすときに、細かい協定を交わしていくということになっております。基

本的には、施設の壊れたものは町がやっていくということかなというふうに
思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

では、第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 1点だけちょっと質問しますけれども、今副町長が
川口議員への説明の中で、管理者になるのがほぼ決まっているような話が
ちょっと出たのですけれども、16条との関係で、原則として公募ということが
うたってあるわけです。それで、今町の指定管理者の指定の条例とか内容
とかあるわけですが、それに準じるか、それどおりに行うということで
いきますと、例えばその指定管理者にしていく場合の請け負いの従業員数
だとか資本だとか、そういうものについては、一定のものを満たしている場
合に指定管理者としていくのかどうか。あるいは今いろんな指定管理者に
入ってくるものの中には、元請だけして、孫請だとか、そういうところに割り振
ってしまっていくというところもあるということを聞くわけですが、その辺
のところでは、町で指定管理者を入れる場合には、そういう形で元請がすべ
ての管理をしていくという形にしていくのかどうか、そこをお聞きしておきたい
と思います。

○藤野幹男議長 答弁をお願いします。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

先ほど川口議員の質問の中で、それなりの業者を想定しているというふうなお答えを申し上げました。花見台管理センターのもともとの経緯というのを皆さんご存じかと思います。したがって、先ほどの24万円ぐらいの収入でやっていけるかということですから、一般的にはどだい無理な話というふうに考えております。したがって、花見台管理センター、建設する場所だとかということによって、皆さん方もそれなりの想定ができるのかなというふうに思っております。いずれこの条例を可決していただければ、その後具体的に詰めて、またしかるべき時期にその団体名というのを明らかにしていきたいなというふうに思っております。

それと、当然原則ということもございますけれども、先ほど申し上げました、今度の花見台管理センターというのは、またちょっと特殊な性格を持っているものでございまして、原則を少し、原則ということからは若干指定の理由がずれてくるのかなというふうに思っています。

それと、元請の話がございましたけれども、これは規定の中に、一括して受け等の、いわゆる管理委託についてはだめだということになっております。したがって、それらについては、当然町と請け負う業者が協定を交わすというわけでございますので、その辺についてはきちっと町も管理をしながら進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 金曜日にこの議案が出てきたので、私も全然調べるができなかったのですけれども、流れからいくと、シルバー人材センターをここに持ってくるという流れになりますよね、今の流れでいくと。今の町の動きの中で見ると、これが指定管理者に持っていこうとするのは、シルバー人材センターだろうというふうに私は想像がつかのです。そうですね。

〔何事か言う人あり〕

○13番(渋谷登美子議員) いや、それは、そのつもりでやっているなというふうに考えているので。そうすると、そうでない限りこのところには出てこないですもの。なぜ臨時議会の議案にこういったものをわざわざ出してくるのかと。農業委員の改正ということはわかっていたのですけれども、なぜこれがこの時期に出てこなくてはいけないかというのが全く理解できないことであって、そういうふうな流れの中にあるというふうに当然感じるのです、私は。そうでないのだったら、その段階で出てこなければいいのです。だけれども、出てくるのだろうというふうならば、それははっきりしてください。

それの中で、私は、そういうふうな形で行われていくのであるならば、この議案に関してはちょっと問題あるかなと思っています。シルバー人材センターは、ここを今望んでいるかどうか分からないということと。そういうふうなことははっきりさせないで、こういうふうな議案だけを出してきて、しかるべ

きときにこれを発表しますという形では、これではまるで茶番ではないですか、嵐山町の議会に対して行政は。そういうことではありませんか。

指定管理者としてある程度のものを想定していて、そしてこの議案を出してくるわけですよね。では、その議案ができてきて、そしてそれを契約して、300万ぐらいの契約になるから、議会にもかけなくていいですよね、契約については。そういうことになりますよね。そしてそれで、これで予算が出てくるなんていうふうな話になると、これはどうなってくるのかなと。議会に対してまるで茶番ではないですか。そういうことではないのですか。

これは、金曜日に出していただいて、私は昨日一日出たので、全く調べる時間がなかったのだ、と思っているのですけれども。

選定基準なのですから、選定基準では、「申請があったときは、各号に該当すると認めた者を指定管理者の候補とする」というふうな形で、それも「使用者の平等な利用が確保できるものであること」、「管理センター設置の目的を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること」、「管理センターの管理を安定して行う能力を有するものであること」ですよ。公募してくる中で、この公募の中で300万円で到底引き受けられない。すると、今の流れで行くと、そういうふうになってくるではないですか。それを出さないで、この議案を持ってくるという、前提を出さないで、こういうふうな形で議案を持ってきて、そして「あっ、シルバー人材センターに決まりました」なんていうふうな形になってくるのではどうしよ

うもないなと思っているのですけれども、そうではないのだったら、そういうふうにお答えください。

○藤野幹男議長 ちょっと渋谷議員に申し上げますが、余り自分の予想だけで判断しないように。

〔何事か言う人あり〕

○藤野幹男議長 答弁をお願いします。

では、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

シルバー人材センターは想定してございません。先ほど河井議員の質問にお答え申し上げましたけれども、花見台の管理センターという一つの位置的なものだとか、性格的なものを考えていただければ、それなりの団体も想定できるのかなというふうに申し上げたわけです。渋谷議員お話しのように、シルバー人材センターについては考えておりません。

それと、花見台管理センターに指定管理者を導入できるという、まずこの議案をお願いをしていただいて、それで、しかるべき時期と申しますけれども、我々が想定しておりますのは、新しい年度から花見台管理センターの新しい展開をしていこうというものを想定しておりまして、この議案の議決がいただければ、それなりの協議をしながら、しかるべき時期というのは、当然新年度予算にも関係をしてまいりますので、そういう時期に改めて管理者名というものを議決をしていただくということになるかなというふうに思っており

ます。

以上です。

○藤野幹男議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) それでは、新たなこととして、新しい団体を育成していったら、そしてそういうふうな形で管理者にしていくというふうなことで考えたほうがいいのですか。私は、こういうふうな形で、何だかわけがわからない茶番みたいな形で議案が出てくるなんていうふうに思っているのですけれども。

管理者団体を、花見台工業団地の中で管理者をつくるようなものを委託して、工業団地会か何かで、工業会か何かで新しい団体を育成して、そしてそれに委託していくというふうな形になってくるのか、さっぱりこれではわからないではないですか。こんな、本当にどういう形で嵐山町が動いていこうとするのか、この議案の中では見えてこない。

そして、それを嵐山町の議会に議案として出してきて、それを皆さんが議案として可決するというのは、まるで議会が何も知らないでもやっていけるような、議会が町の動き方を何も知らなくても、議案を出されて、それが可決されたら、それでいいのですよというふうな形に見えてくるのですが、そのところは、どのような形で人を.....指定管理者として出していこうとしているのか。300万円程度の形でやっていけるものを、管理費も含めてやっていける団体をつくっていこうとしているのか、その部分をはっきり出してください。質

疑です。

○藤野幹男議長 お願いします。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど申し上げましたように、今回は花見台管理センターの管理に、指定管理者というものが管理をできるという条例の改正をお願いするということです。今の渋谷議員のお話の中にも、それなりのお答えがあったのかなというふうに思っております。だれがどう考えても20数万の収入だけでは当然やっていけないわけございまして、それはそれなりの団体を、先ほど申し上げましたけれども、想定をしているというのは、そういう団体と協議をして、何とか新しい年度から、今まで管理者もいなかった管理センターを、どう町民のために広げていったらいいのかというものをこのところ模索してきたわけございまして、一定の方向が何となく見えてきたなという段階の中で、とりあえずと申しますか、順序でございますので、管理センターの指定管理者の導入の条例を出させていただいて、それでしかるべき時期という段階において、また改めて議案を出しながらお願いをしたいなというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) それでは、この管理センターの設置の条例というのが、指定管理者になってくるまで、出てくるまでの、どこの団体とどの

ような協議をしてこのような形になってきたのか。

私も、日曜日も開館することで、ほかの団体も使えるようになってくるとい
うことはとても意義があると思うのです。また、物が販売できるようになった
ら、もし仮に北部地区にウォーキングにでも来られた方が、そこでお食事な
どもできるような感じになってくるのならば、それはそれなりに発展していくだ
ろうというふうに感じているのですけれども、そういったことの経緯がなくて、
いきなりここが出てくるわけですから、嵐山町議会にはこれは理解できません。
嵐山町議会というか、ほかの方は理解できたとしても、私は、ここの経緯が
出てこないで、指定管理者制度にするというのがいきなり出てくるのには理
解できません。

ですから、その経過と、どのような話があってこういうふうな議案を臨時
議会に出すようになったかを伺いたと思います。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

先ほど2回目の質問の中に、渋谷議員がそれなりのお話をして、私も何
となく想定ができたのかなというふうに理解させていただきました。したがっ
て、それは経過はいろいろございます。ただ、それを今この場で申し上げ
るべきではないのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、先ほど来
申し上げましたように、私が話している中で、それなりの団体というのが想
定をしていただけるのかなというふうに基本的には考えております。したが

って、それらは当然、この議決をいただければ、次の段階に改めて議案として出させていただくわけございまして、それを見ていただければ、ああ、そうかなというふうに改めて考えていただけるのかなというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第1号議案 嵐山町嵐山花見台工業団地管理センター設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第5、第2号議案 平成21年度嵐山町一般会計補

正予算(第4号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第2号は、平成 21 年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件でございます。

今回の補正の主なものは、防災倉庫及び防災資機材の設置箇所を追加するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 議案第2号の細部につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出の総額に増減はございません。

10、11 ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございますが、第8款土木費の生活道路整備事業につきましては、町道川島 185 号線道路改修工事の事業費が確定したことに伴いまして、300 万円を減額するものでございます。

次に、第9款消防費の防災対策事業 341 万円の増額につきましては、防災倉庫及び防災資機材の設置箇所を、当初予定しておりました 16 力所から 23 力所へと7力所追加させていただくものでございます。

予備費につきましては、41 万円を減額させていただきまして、補正後の額を 2,492 万 2,000 円とさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第2号議案 平成 21 年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○藤野幹男議長 これにて本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成 22 年嵐山町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 10 時 39 分)